所定疾患療養費に係る治療の実施状況ついて

平成24年の介護報酬改定により、介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、肺炎や尿路感染症などの疾病を発症した場合における施設内の対応について以下のような条件を満たした場合に評価されることとなりました。

当施設では、特定疾患施設療養費を適切に算定し、入所者様の健康や安心に繋げていきたいと考えております。今後もホームページにて当該加算の算定状況を報告致します。

算定条件

1. 所定疾患施設療養費は、肺炎等により治療を必要とする状態になった入所者様に対し治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、1回に連続する7日間を限度とし、月1回に限り算定する者であって、1月に連続しない1日を7回算定することは認められない。
2.所定疾患施設療養費と緊急施設療養費は同時に算定することはできない。
3.所定疾患療養費の対象となる入所者の状態は次の通りであること。
イ）肺炎
ロ）尿路感染症
ハ）帯状疱疹（抗ウィルス剤の点滴注射を必要とする場合に限る）
4.算定する場合にあたっては、診断名、診断をおこなった日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと。
5.当該加算算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。公表にあたっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。

実施状況

平成27年度分（平成27年4月1日～平成28年3月31日）

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
肺炎	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
尿路感染症	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
帯状疱疹	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0